

議案11件すべて可決

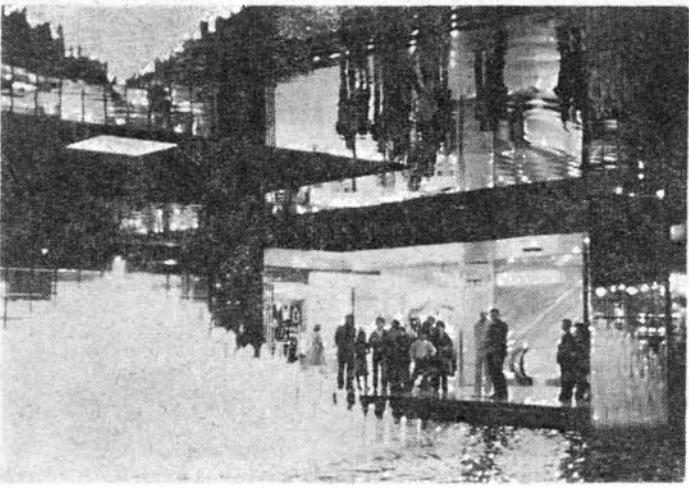
開催

5月21日

財務基盤を手堅く築く

風と共に

発行所
関西ダクト工業協同組合
大阪市 北区神山町 9番
16号(山名ビル) 電話 (312) 0466・5508番



川のある地下街一宇都宮守氏撮す

創立五周年を迎えた今年の通常総会は去る五月二十日午後二時から大阪市北区の新阪急ホテルにおいて開催、第一部(会議)は、恒例理事長挨拶のあと、議長に内外熱学工業所代表河合重男氏を選出、議事に入りました。残念ながら委任状出席の方もありましたが、議事に入りましたが、熱心な審議の末に、すべて原案通り可決承認されました。

理事会から第五回総会に提案された議案数は十一件に上りましたが、熱心な審議の末に、すべて原案通り可決承認されました。

注事業、三千三百万円の完工でそれぞれ目標を達成、工事は次のように増額しました。

▽流動資産(現預金、受手、売掛金、貸付金等)二億六千四百万円

△固定資産(長期貸付金、出資金等)四千万円

△理監事長・浜田政義

△副理事長・山中武信

△副理事長・浜本博

△副理事長・浜田政義

△副理事長・山中武信

△副理事長・浜田政義

まことに、なるほど名前は新しくそうですが、皆さん格別に委せておられるかのいずれかだろうと思いまして、今まで通りでございます。およそ人を使います。法律で決められた最低の事柄、役所への届け出、等々のこういうことはただのことであります。従って、これはすぐかち住み等で雇う場合に、前もって届けていただけのことではあります。ただし、役所ではいろんな手を染められた所もあるうえからオイルショック後、ますから、元請が下請を使うべきと、教育訓練しよう、でも今からでもやっていた

当組合は、建設省のおすすめもあり、本年度の建設雇用改善モデル団体として大阪府の四団体の一つに指定いただきました。創立五周年の組合として、誠に栄誉なことであり、また責任を覚える次第であります。この上は全組合一丸となって法の精神を休し、制度を活用して、ご期待に応え、ダクト業界に誇り得べき雇用水準を確立、維持したいものであります。早速モデル事業の一環として、去る五月に法令(制度)解説の講習会を実施して、各位の基礎理解に供したわけですが、以下は当日の講師であった斧原秀介氏のご講演の要旨であります。再録して供覧しましたので再読を切望いたします。(理事長)

建設雇用改善法のあらまし

今日、わが国の建設業は国民総生産の20%を占める基幹産業として、日本経済社会の繁栄に重要な役割を果しており、そこに働く労働者の数は全産業労働者の一割を占めています。そして今後、社会資本の充実という社会的要請のなかで建設業の地位はますます高まっていくでしょう。

このような重要な産業であるにもかかわらず建設業の雇用労働の面をみると、まだ前近代的な雇用慣行が残っており、また雇用の不安定、労働条件や福祉面での立離れ、労働災害や賃金不払の多発など、他の産業に比べて数多くの複雑な問題をかかえており、今後の建設業を担う労働力を確保するうえからも、早急に改善する必要があるといえます。

五十一 年十月一日といいま

す。早速モデル事業の一環として、去る五月に法令(制度)解説の講習会を実施して、各位の基礎理解に供したわけですが、以下は当日の講師であった斧原秀介氏のご講演の要旨であります。再録して供覧しましたので再読を切望いたします。(理事長)

斧原秀介氏
を講師に招き

法令解説の講習

モデル事業の特集



講演する斧原秀介氏

5条 労務者募集時の届け出

6条 建設雇用改善法は十三

7条 雇用管理責任者の選任

8条 非常に条文が短い、短

9条 建設雇用改善法は十三

10条 建設雇用の近代化

11条 建設雇用の近代化

12条 建設雇用の近代化

13条 建設雇用の近代化

14条 建設雇用の近代化

15条 建設雇用の近代化

16条 建設雇用の近代化

17条 建設雇用の近代化

18条 建設雇用の近代化

19条 建設雇用の近代化

20条 建設雇用の近代化

21条 建設雇用の近代化

22条 建設雇用の近代化

23条 建設雇用の近代化

24条 建設雇用の近代化

25条 建設雇用の近代化

26条 建設雇用の近代化

27条 建設雇用の近代化

28条 建設雇用の近代化

29条 建設雇用の近代化

30条 建設雇用の近代化

31条 建設雇用の近代化

32条 建設雇用の近代化

33条 建設雇用の近代化

34条 建設雇用の近代化

35条 建設雇用の近代化

36条 建設雇用の近代化

37条 建設雇用の近代化

38条 建設雇用の近代化

39条 建設雇用の近代化

40条 建設雇用の近代化

41条 建設雇用の近代化

42条 建設雇用の近代化

43条 建設雇用の近代化

44条 建設雇用の近代化

45条 建設雇用の近代化

46条 建設雇用の近代化

47条 建設雇用の近代化

48条 建設雇用の近代化

49条 建設雇用の近代化

50条 建設雇用の近代化

51条 建設雇用の近代化

52条 建設雇用の近代化

53条 建設雇用の近代化

54条 建設雇用の近代化

55条 建設雇用の近代化

56条 建設雇用の近代化

57条 建設雇用の近代化

58条 建設雇用の近代化

59条 建設雇用の近代化

60条 建設雇用の近代化

61条 建設雇用の近代化

62条 建設雇用の近代化

63条 建設雇用の近代化

64条 建設雇用の近代化

65条 建設雇用の近代化

66条 建設雇用の近代化

67条 建設雇用の近代化

68条 建設雇用の近代化

69条 建設雇用の近代化

70条 建設雇用の近代化

71条 建設雇用の近代化

72条 建設雇用の近代化

73条 建設雇用の近代化

74条 建設雇用の近代化

75条 建設雇用の近代化

76条 建設雇用の近代化

77条 建設雇用の近代化

78条 建設雇用の近代化

79条 建設雇用の近代化

80条 建設雇用の近代化

81条 建設雇用の近代化

82条 建設雇用の近代化

83条 建設雇用の近代化

84条 建設雇用の近代化

85条 建設雇用の近代化

86条 建設雇用の近代化

87条 建設雇用の近代化

88条 建設雇用の近代化

89条 建設雇用の近代化

90条 建設雇用の近代化

91条 建設雇用の近代化

92条 建設雇用の近代化

93条 建設雇用の近代化

94条 建設雇用の近代化

95条 建設雇用の近代化

96条 建設雇用の近代化

97条 建設雇用の近代化

98条 建設雇用の近代化

99条 建設雇用の近代化

100条 建設雇用の近代化

101条 建設雇用の近代化

102条 建設雇用の近代化

103条 建設雇用の近代化

104条 建設雇用の近代化

105条 建設雇用の近代化

106条 建設雇用の近代化

107条 建設雇用の近代化

108条 建設雇用の近代化

109条 建設雇用の近代化

110条 建設雇用の近代化

111条 建設雇用の近代化

112条 建設雇用の近代化

113条 建設雇用の近代化

114条 建設雇用の近代化

115条 建設雇用の近代化

116条 建設雇用の近代化

117条 建設雇用の近代化

118条 建設雇用の近代化

119条 建設雇用の近代化

120条 建設雇用の近代化

121条 建設雇用の近代化

122条 建設雇用の近代化

123条 建設雇用の近代化

124条 建設雇用の近代化

125条 建設雇用の近代化

126条 建設雇用の近代化

127条 建設雇用の近代化

128条 建設雇用の近代化

129条 建設雇用の近代化

130条 建設雇用の近代化

131条 建設雇用の近代化

132条 建設雇用の近代化

133条 建設雇用の近代化

134条 建設雇用の近代化

135条 建設雇用の近代化

136条

責任者の氏名を明らかにし
た書類を、労働省令で定め
るところにより、当該建設
工事に係る事業場に備えて
置かなければならない。た

い。

た書類を、労働省令で定め
るところにより、当該建設
工事に係る事業場に備えて
置かなければならない。た

だし、当該建設工事に係る
事業場において元方事業主
及び関係請負人が雇用する
建設労働者の数が労働省令
で定める数未満である場合

は、この限りでない。

一項に規定する事項の適

正な管理に関し助言、指

導その他の援助を行うよ

うに努めなければならな

い。

第九条 政府は、建設労
働者（雇用保険法（昭和四
十九年法律第百十六号）第
六十一条の二第一項に規定
する被保険者等に該当する
ものに限る。以下この条及
び次第において同じ。）に対し
て、建設労働者の技能の
能力開発及び向上並びに福
祉の増進を図るため、同法
第六十三条の能力開発事業
又は同法第六十四条の雇用
福事業として次の事業を

する被保険者等に該当する
ものに限る。以下この条及
び次第において同じ。）の
負人に對して、第五条第
一項に規定する事項の適
正な管理に関し助言、指
導その他の援助を行うよ

うに努めなければならな
い。

（一）事業主、事業主の団
体又はその連合団体（以
下この項において「事業
主等」という。）に対し
て、建設労働者の技能の
能力開発及び向上並びに福
祉の増進を図るため、同法
第六十三条の能力開発事業
又は同法第六十四条の雇用
福事業として次の事業を

行うことができる。

（二）政府は雇用促進事業
法（昭和三十六年法律第
百十六号）及びこれに基
く命令で定めるところ
により、前項各号に掲げ
る被保険者等に該当する
ものに限る。以下この条及
び次第において同じ。）の
負人に對して、第五条第
一項に規定する事項の適
正な管理に関し助言、指
導その他の援助を行うよ

うに努めなければならな
い。

（三）事業主等に對して、
作業員宿舎の整備改善そ
の他建設労働者の福祉の
増進を図るために必要な
雇用管理に関し必要な知
識を習得させるための研
修を実施するために必要
な助成を行うこと。

（四）事業主等に對して、
作業員宿舎の整備改善そ
の他建設労働者の福祉の
増進を図るために必要な
雇用管理に関し必要な知
識を習得させるための研
修を実施するために必要
な助成を行うこと。

（五）事業主等に對して、
作業員宿舎の整備改善そ
の他建設労働者の福祉の
増進を図るために必要な
雇用管理に関し必要な知
識を習得させるための研
修を実施するために必要
な助成を行うこと。

（六）事業主等に對して、
作業員宿舎の整備改善そ
の他建設労働者の福祉の
増進を図るために必要な
雇用管理に関し必要な知
識を習得させるための研
修を実施するために必要
な助成を行うこと。

（七）第六条の規定による
届出をせず、又は偽りの
届出をしたとき。

（八）第八条第一項の規定
に違反したとき。

（九）第十二条の規定によ
り、第六条の事業主又は第八
条第一項の元

所長は、労働省令で定める
報告をせず、又は偽りの
報告をしたとき。

（十）第十三条の規定によ
り、第六条の違反行為
を行ったときは、行偽者を罰
せたときは、十萬円以下の罰金
に處する。

（十一）第六条の規定によ
るるものとする。

（十二）第六条の規定によ
るものとする。

（十三）第六条の規定によ
るものとする。

（十四）第六条の規定によ
るものとする。

（十五）第六条の規定によ
るものとする。

（十六）第六条の規定によ
るものとする。

（十七）第六条の規定によ
るものとする。

（十八）第六条の規定によ
るものとする。

（十九）第六条の規定によ
るものとする。

（二十）第六条の規定によ
るものとする。

（二十一）第六条の規定によ
るものとする。

（二十二）第六条の規定によ
るものとする。

（二十三）第六条の規定によ
るものとする。

（二十四）第六条の規定によ
るものとする。

（二十五）第六条の規定によ
るものとする。

（二十六）第六条の規定によ
るものとする。

（二十七）第六条の規定によ
るものとする。

（二十八）第六条の規定によ
るものとする。

（二十九）第六条の規定によ
るものとする。

（三十）第六条の規定によ
るものとする。

（三十一）第六条の規定によ
るものとする。

（三十二）第六条の規定によ
るものとする。

（三十三）第六条の規定によ
るものとする。

（三十四）第六条の規定によ
るものとする。

（三十五）第六条の規定によ
るものとする。

（三十六）第六条の規定によ
るものとする。

（三十七）第六条の規定によ
るものとする。

（三十八）第六条の規定によ
るものとする。

（三十九）第六条の規定によ
るものとする。

（四十）第六条の規定によ
るものとする。

（四十一）第六条の規定によ
るものとする。

（四十二）第六条の規定によ
るものとする。

（四十三）第六条の規定によ
るものとする。

（四十四）第六条の規定によ
るものとする。

（四十五）第六条の規定によ
るものとする。

（四十六）第六条の規定によ
るものとする。

（四十七）第六条の規定によ
るものとする。

（四十八）第六条の規定によ
るものとする。

（四十九）第六条の規定によ
るものとする。

（五十）第六条の規定によ
るものとする。

（五十一）第六条の規定によ
るものとする。

（五十二）第六条の規定によ
るものとする。

（五十三）第六条の規定によ
るものとする。

（五十四）第六条の規定によ
るものとする。

（五十五）第六条の規定によ
るものとする。

（五十六）第六条の規定によ
るものとする。

（五十七）第六条の規定によ
るものとする。

（五十八）第六条の規定によ
るものとする。

（五十九）第六条の規定によ
るものとする。

（六十）第六条の規定によ
るものとする。

（六十一）第六条の規定によ
るものとする。

（六十二）第六条の規定によ
るものとする。

（六十三）第六条の規定によ
るものとする。

（六十四）第六条の規定によ
るものとする。

（六十五）第六条の規定によ
るものとする。

（六十六）第六条の規定によ
るものとする。

（六十七）第六条の規定によ
るものとする。

（六十八）第六条の規定によ
るものとする。

（六十九）第六条の規定によ
るものとする。

（七十）第六条の規定によ
るものとする。

（七十一）第六条の規定によ
るものとする。

（七十二）第六条の規定によ
るものとする。

（七十三）第六条の規定によ
るものとする。

（七十四）第六条の規定によ
るものとする。

（七十五）第六条の規定によ
るものとする。

（七十六）第六条の規定によ
るものとする。

（七十七）第六条の規定によ
るものとする。

（七十八）第六条の規定によ
るものとする。

（七十九）第六条の規定によ
るものとする。

（八十）第六条の規定によ
るものとする。

（八十一）第六条の規定によ
るものとする。

（八十二）第六条の規定によ
るものとする。

（八十三）第六条の規定によ
るものとする。

（八十四）第六条の規定によ
るものとする。

（八十五）第六条の規定によ
るものとする。

（八十六）第六条の規定によ
るものとする。

（八十七）第六条の規定によ
るものとする。

（八十八）第六条の規定によ
るものとする。

（八十九）第六条の規定によ
るものとする。

（九十）第六条の規定によ
るものとする。

（九十一）第六条の規定によ
るものとする。

（九十二）第六条の規定によ
るものとする。

（九十三）第六条の規定によ
るものとする。

（九十四）第六条の規定によ
るものとする。

（九十五）第六条の規定によ
るものとする。

（九十六）第六条の規定によ
るものとする。

（九十七）第六条の規定によ
るものとする。

（九十八）第六条の規定によ
るものとする。

（九十九）第六条の規定によ
るものとする。

（一百）第六条の規定によ
るものとする。

（一百一）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二）第六条の規定によ
るものとする。

（一百三）第六条の規定によ
るものとする。

（一百四）第六条の規定によ
るものとする。

（一百五）第六条の規定によ
るものとする。

（一百六）第六条の規定によ
るものとする。

（一百七）第六条の規定によ
るものとする。

（一百八）第六条の規定によ
るものとする。

（一百九）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二十）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二十一）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二十二）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二十三）第六条の規定によ
るものとする。

（一百二十四）第六条の規定によ
るものとする。

写真にみる五年史

前掲理事長あいさつにもあるように当組合は本年創立五周年を迎えました。そこでこれを記念して本紙の縮刷版を特集。題して「写真で見る五年史」をご覧に供しました。喜びをともにし、また一層のご理解を深めていただければ幸いであり

○昭和49・10近畿ダクト

工業協会有志による設立発起人がスタート。発起人代表、ヤブサ工業K(前社長故坂東正治氏)

夫氏(兼務)
当組合前理事長は副会長に就任

○同50・12金融事業開始
同51・5・21第一回通常総会開催。内外多数のご来賓を迎える

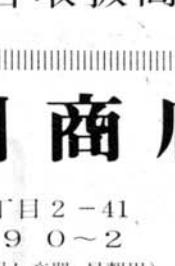
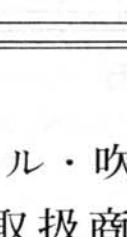
○同51・7・24全ダ連第一回通常総会。当組合前理事長は二代会長に就任

○同52・5・24第二回通常総会開催
同53・5・24第三回通常総会開催
同53・8・26協同組合連合会設立発起人会スタッフ(前理事長、故坂東正治氏)

知事般53第四九二七四号
管工事業
同53・10受注事業開始
同54・2・10前理事長入院先でご急逝
同54・2・24前理事長菅本博氏就任
同54・3・3第二回通常総会開催
同54・5・23第四回通常総会開催
同54・7全国中央会からモード組合の指定
同55・3労働省より、建設雇用改善モデル団体

現理事長、菅本博氏、葬儀委員長を担任
○54・3・近畿地建及び大阪府から競争入札組合の指定受け
同54・5・23第二回通常総会開催
同54・7全国中央会からモード組合の指定
同55・3労働省より、建設雇用改善モデル団体

○同55・5・21第五回通常総会開催
同55・7大阪府会議員大東吾一氏を顧問に推定
略しました。



テレコム

テレコム